

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：総務局】

機関名称	東京都情報公開・個人情報保護審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都情報公開条例第39条及び東京都個人情報の保護に関する条例第26条
設置年月日	平成12年1月1日
機関の目的 ・所掌内容	情報公開制度及び個人情報保護制度の運営上の重要事項を審議し、実施機関に意見を述べる。
委員数	10人 (うち、女性委員数 3人)
会議公開	公開
会議 非公開理由	
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	
備考	
HPのURL	https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/johokokai/joko/index.html
問い合わせ先	総務局総務部情報公開課 電話番号：03-5388-3134 FAX番号：03-5388-1338